

東金市介護保険料減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東金市介護保険条例（平成12年東金市条例第5号。以下「条例」という。）第8条に規定する介護保険料（以下「保険料」という。）の減免の基準及び事務取扱について、東金市介護保険条例施行規則（平成18年東金市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の割合等)

第2条 市長は、第1号被保険者（条例第2条第1項に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかの場合に該当し、保険料を納付することが困難と認めるときに、保険料を減免することができる。

- (1) 条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合
- (2) 条例第8条第1項第5号の場合。ただし、次のいずれかの事由に該当した場合に限るものとする。

ア 第1号被保険者の属する世帯の前年中の収入額が前年度の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章第1項の規定に基づき算定された基準生活費（以下「基準生活費」という。）の額の1.3倍以内の額（賃貸住宅等に居住する世帯にあつては、当該額に生活保護法による保護の基準別表第3の規定により算出された住宅扶助の額の年額を加算した額）であり、かつ、当該第1号被保険者の保険料率が条例第2条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合であつて、申請時における当該世帯の世帯員全員の預貯金等の合計額が200万円に世帯員の数から1を減じた数に50万円を乗じて得た額を加算した額以下の場合

イ 第1号被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の規定に該当する場合

- 2 前項に規定する場合において減免する保険料の減免割合は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 減免後の保険料の年額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

(減免の適用)

第3条 保険料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる保険料について適用する。ただし、既に納付された保険料は、減免の対象としない。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号アの規定による減免 当該賦課年度に属する保険料のうち、申請日現在において未到来の納期限に係るもの
- (2) 前条第1項第2号イの規定による減免 当該減免事由が生じた日の属する月から減免事由の消滅した日の属する月の前日までの保険料

(減免の適用除外)

第4条 第2条の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者に対しては、保険料を減免しない。

（減免の証明書類）

第5条 条例第8条第2項に規定する減免を受けようとする理由を証明すべき書類は、別表第2に定めるものとする。

（減免事由の競合）

第6条 第1号被保険者が第2条第1項に規定する減免事由の2以上の事由に該当するときは、その減免額が最も大きくなる事由を適用する。

（減免の一部取消）

第7条 市長は、条例第8条第3項の規定による届出を受けた場合で、減免の適用が不適当と認めるときは、減免対象となる介護保険料のうち減免すべき理由の消滅した日の属する月の翌月以後に到来する納期分の保険料の減免の一部を取り消すことができる。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度分の保険料から適用する。

別表第1

1 第2条第1項第1号の減免割合

区分	前年中の世帯全員の合計所得金額	災害による損害の程度	
		30%以上 50%未満	50%以上
条例第 8条第 1項第 1号	500万円以下	50%	100%
	500万円を超え750万円以下	25%	50%
	750万円を超え1,000万円以下	12.5%	25%

区分	前年中の世帯全員の合計所得金額	収入の減少割合			適用項目
		50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90%以上	
条例第 8条第 1項第 2号	150万円以下	80%	90%	100%	当該年中の収入は、非課税年金（失業保険金、遺族年金、生命保険金等）を含む。
	150万円を超え300万円以下	60%	70%	80%	
	300万円を超え450万円以下	40%	50%	60%	
	450万円を超え600万円以下	20%	30%	40%	
	600万円以下				

区分	前年中の世帯全員の合計所得金額	収入の減少割合			適用項目
		50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	
条例第8条第1項第3号	150万円以下	80%	90%	100%	1 自己都合で退職した場合を除く。 2 当該年中の収入は、非課税所得（失業保険金、遺族年金等）を含む。
	150万円を超え300万円以下	60%	70%	80%	
	300万円を超え450万円以下	40%	50%	60%	
	450万円を超え600万円以下	20%	30%	40%	

区分	前年中の世帯全員の合計所得金額	収入の減少割合			適用項目
		50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	
条例第8条第1項第4号	150万円以下	80%	90%	100%	当該年中の収入は、農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農業共済額を含む。
	150万円を超え300万円以下	60%	70%	80%	
	300万円を超え450万円以下	40%	50%	60%	
	450万円を超え600万円以下	20%	30%	40%	

2 第2条第1項第2号アの減免割合

前年中の世帯全員の収入額	減免割合
基準生活費以下	90%
基準生活費を超え基準生活費の1.3倍以下	50%

3 第2条第1項第2号イの減免割合 全部

別表第 2

減免事由	証明書類	
条例第 8 条第 1 項第 1 号	次の各号に掲げる事項を記載した書類及びそれらを証明する書類 (1) 官公署が発行する罹災証明書 (2) 世帯の収入状況（世帯員全員の同意を得て、市長が当該世帯員全員の所得状況を公簿等によって確認することができる場合を除く。以下同じ。）	
条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号	次の各号に掲げる事項を記載した書類及びそれらを証明する書類 (1) 世帯の収入状況 (2) 預貯金等の額及び資産の所有状況 (3) 住居用以外の所有資産等の有無、種類及び所有目的 (4) 住宅ローン、教育ローン等の借入金の有無、返済額及び返済期間 (5) 生命保険、損害保険等の加入の有無及び保険料の支払額 (6) その他減免事由に応じ市長が必要と認める事項	
条例第 8 条第 1 項第 5 号	第 2 条第 1 項第 2 号ア	次の各号に掲げる事項を記載した書類及びそれらを証明する書類 (1) 世帯の収入状況 (2) 賃貸住宅等に居住するものにあつては、その家賃等 (3) 預貯金等の額及び資産の所有状況 (4) その他減免事由に応じ市長が必要と認める事項
	第 2 条第 1 項第 2 号イ	収監証明書等の介護保険法第 63 条に該当する事実を証明する書類